

長崎県後期高齢者医療広域連合運営委員会規則

平成19年2月2日

規則第2号

(設置)

第1条 長崎県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の構成市町間の連絡調整及び広域連合の運営に関する事項を協議するため、広域連合に長崎県後期高齢者医療広域連合運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 運営委員会は、委員をもって組織する。

2 委員は、長崎県内の全市町の長とする。

3 委員は、運営委員会の会議（以下「会議」という。）に出席することができない場合、指名する者を代理させることができる。

4 委員の任期は、当該市町の長の任期による。

(会長及び副会長)

第3条 運営委員会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、広域連合長とし、副会長は、副広域連合長とする。

3 会長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員から会議の目的たる事項を示して会議招集の請求があったときは、会長は、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(記録)

第5条 議長は、広域連合の職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させなければならない。

2 前項の記録は、広域連合総務課が保管する。

(庶務)

第6条 運営委員会の庶務は、広域連合総務課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。